

公 告

契約担当官
陸上自衛隊小平学校
会計課長 大原 一裕

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6KMU10200740		6KMD1AE0042 0001				28				
品名 または 件名										
非常用発電設備保守点検										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
小平校				小平校						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
管理課営繕班南條技官（内２８２）				令和8年12月18日（金）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊小平学校総務部会計課事務室及び陸上自衛隊小平学校

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年8月27日（木）10時00分 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 競争に参加する者に必要な事項
- ア 令和7・8・9年度の全省庁統一資格において、等級が「役務の提供等」の「D」以上の者であること。（資格審査結果通知書の写しを入札前までに提出して下さい。）
 - イ 予算決算及び会計令第70条・第71条に該当しないものであること。（第70条において未成年者・被保佐人・被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は特別な理由がある場合に該当します。）
 - ウ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - エ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - オ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (2) 入札条項を示す場所
- 陸上自衛隊小平学校総務部会計課事務室
- (3) 入札条件
- ア 違 約 金：落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。
 - イ 遅延賠償金：遅延1日につき契約金額の1000分の1以上を徴収する。
 - ウ 落札決定方法：総額（税抜き）とし、入札金額が予定価格以内の最低入札者を落札者とする。また、最低入札価格が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。
なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

- くじを引く者がいない場合は、入札に関係のない職員によりくじ引きを実施する。
- エ 契約書等 : 落札者は落札決定後遅滞なく、陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。但し、会計法第29条の8の但書に該当する場合、作成を省略できるものとする。
- オ 契約書書式 : 駐屯地標準契約役務請負契約条項を適用する。また、特約条項は、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項とする。

(4) 入札の無効

- ア 入札参加資格のない者の入札
- イ 入札金額、入札者氏名が識別し難い場合
- ウ 電報、電話、FAXによる入札
- エ 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札
- オ その他入札に関する条件に違反した入札
- カ 入札者が実施した「暴力団排除に関する誓約事項」について虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) その他

- ア 郵便等による入札は、資格審査結果通知書を添えて入札前日の17:00担当者必着分までを有効とする。
- イ 郵便等による入札があり、再度入札となった場合の再度入札の日時については別示する。
- ウ 本公告掲載先：陸上自衛隊小平学校総務部会計課掲示板および陸上自衛隊小平学校・小平駐屯地HP
東部方面会計隊HP
- エ 入札及び契約事項に関する問合せ先
連絡先 〒187-0044 東京都小平市喜平町2-3-1
陸上自衛隊小平学校 総務部会計課 契約班 TEL 042 (322) 0661
内線348 担当 鈴木 FAX 042 (321) 0664
mail: fin-ksh@inet.gsdf.mod.go.jp
- オ 仕様書に関する問い合わせ先
陸上自衛隊小平学校 管理課営繕班
連絡先 TEL 042 (322) 0661 (代表) 内線282 担当: 南條

表紙含：（１１枚）
仕様書番号：２８号
作成年月日：令和８月７月２日
作成部隊名：小平学校総務部管理課

非常用発電設備保守点検 仕様書

仕 様 書		
件 名	仕様書番号	第 2 8 号
非常用発電設備保守点検	作成年月日	令和 8 年 7 月 2 日
	作成部署名	小平学校総務部管理課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊小平駐屯地において実施する、非常用発電設備保守点検（以下、役務）について規定する。

1.2 関係法令

- 建築保全業務共通仕様書（最新版）
- 電気事業法
- 建築基準法
- 自家発電設備に関する自衛隊関連規則

2 所在地及び対象設備

2.1 所在地

東京都小平市喜平町 2－3－1 陸上自衛隊 小平駐屯地

2.2 対象設備

対象設備については、表 1 のとおりとし、細部の位置については、図 1 及び図 2 に示すものとする。

表 1-対象設備

連番	機器名	仕 様 等		数量
1	発電機	明電舎(株) 形式 E－AF 開放保護回転界磁突極型	出力 5 0 0 KVA 相数 3 相 電圧 6 6 0 0 V	1 基
2	ディーゼル機関	VOLVO 形式 ボルボ TAD1641Ge 4 サイクル水冷直列直接噴射式		1 組
3	配電盤	自動始動発電機盤（発電機室）		1 面
		始動用・制御用直流電源盤（発電機室）		1 面
		母線連絡盤（電気室）UPS 付		1 面
4	蓄電池	制御弁式鉛蓄電池 2 0 0 A h		12 セル
5	中央監視装置	パナソニック 集中監視盤 Airtegra（電気室）		1 面
		パナソニック リモート盤 RS－1（発電機室）		1 面
		パナソニック 警報盤（8 0 号当直室）		1 面

3 役務に関する要求

3.1 一般的要求事項

この役務に関する一般的な事項については、共通仕様書（ページ番号 4／1 1）によるものとする。

4 特記事項

4.1 実施時期

- a) 部品交換及び点検整備は共通仕様書 8 項（ページ番号 4 / 1 1）に示す平日の作業時間を基準とし、休日及び時間外に作業を実施する場合は、あらかじめ監督官の許可を得なければならない。
- b) 実負荷運転は、令和 8 年 1 0 月 1 0 日（土）0 8 3 0 ～ 1 6 0 0 実施とする。

4.2 実施要領

- a) 請負者は、点検対象設備に対して十分な知識及び作業内容を熟知した作業主任者を選定するものとする。
- b) 点検保守内容については、建築保全業務共通仕様書・付表（ページ番号 5 / 1 1 ～ 9 / 1 1）に基づき実施するほか、社団法人日本内燃力発電設備協会の規定する 1 年点検及び部品交換整備を実施する。
- c) 本役務に使用する点検機器については事前に監督官へ使用機材の型式通知し、官側の指示のあった機器については校正証明書等の写しを提出しなければならない。
- d) 本役務にて実施する発電機・ディーゼル機関の保守点検、部品交換及び実負荷運転については、発電機製造業所・ディーゼル機関製造所又は当該業者の正規のメンテナンス代理店が実施しなければならない。
- e) 本役務に併せて、部品交換を行う。交換部品については表 3 のとおりとし、全て発電機製造者の指定するものとする。部品交換終了後、監督官の立会のもと試運転調整を行い、対象設備が正常に作動するか確認するものとする。

表 3-交換部品等

連番	品名	型番	数量
1	オイルフィルター（ロングライフ）	品番：21707133	2 個
2	オイルフィルター（バイパス）	品番：21707132	1 個
3	燃焼フィルター	品番：20998367	1 個
4	燃焼フィルター	品番：22480372	1 個
5	潤滑油（VOLVOPENTA純正）	VDS3 15W-40 20L（品番：3840004ES）	3 缶
6	潤滑油（VOLVOPENTA純正）	VDS3 15W-40 5L（品番：3840004）	1 缶
7	冷却水 VOLVOPENTA	Volvo Penta G MIX 20L	3 個
8	1/0 リレー	G7T-1112S	3 2 個
9	ヒューズ	PL-G1A	4 個
10	ヒューズ	PC1 3A	1 2 個
11	1/0 リレー	7T-1112S	2 個

- f) 単線結線図については、ページ番号 1 1 / 1 1 に示すとおりとする。
- g) 保守点検実施の結果、異常が確認された場合は官側に報告の上、速やかに改善のための見積もりを提出しなければならない。なお、対象設備については表 1 に示すとおりとする。
- h) 点検結果報告書については、本役務完了後ただちに書面に取りまとめ、1 部官側に提出しなければならない。様式については随意とするものの、報告書提出に先立ち、事前に監督官の承認を得る必要がある。

共通仕様書

1 総 則

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊小平学校における各種工事及び役務について、共通的な必要事項を規定する。
- (2) 設計図書及び本仕様書に記載のない事項は、国土交通省制定の各種工事共通仕様書もしくは保全業務共通仕様書、製造者が規定する仕様並びに商習慣によるほか、工事・役務監督官（以下「監督官」という。）の指示による。

2 適用範囲

この共通仕様書の適用範囲は、本契約に関連する事項のみ適用する。

3 軽微な変更

納まり、取合せ等の為の軽微な変更は、監督官の指示により行う。この場合、請負金額の増減、又は納期の変更はしない。

4 使用材料

- (1) 使用材料は全て新品（官給品除く）とする。但し、仮設材料はこの限りでない。
- (2) 指定された材料は、選定に先立って見本を官側へ提出し、承認を受ける。
- (3) 使用材料は、官側の材料検査に合格したもののみ使用できる。
- (4) 検査に合格した材料であっても、使用時に監督官が変質または不良品と認めたものは、使用することはできない。
- (5) 材料は日本工業規格（J I S）等を標準とし、これらの規格の無いものについては官側の指示に従う。
- (6) 材料置場は、監督官の指示した場所とする。

5 指定作業の点検

以下の作業が終了した時には、官側の点検を受ける。この際、官側の承諾を受けなければ次の作業に着手してはならない。

(1) 工事もしくは役務完了後に外部から明視できなくなる箇所

(2) 官側からあらかじめ指定された作業

6 水道電気等の使用

作業に使用する水道、電気等を官側施設から受ける場合は、特記がある場合を除き、あらかじめ監督官と調整し、指示に従い使用する。但し、これらにかかる光熱水料は、請負者の負担とする。

7 諸法規等の遵守

請負者は、労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害保険法の他、関係各法規及び防衛省の規定を遵守し、工事もしくは役務の円滑なる進捗を図る。

8 作業時間等

作業実施日及び時間については、原則として平日08時30分～16時30分までとする。但し、特記に記載する項目は、監督官と調整の上作業を実施すること。

9 後片付け

作業終了に際しては、作業場所の後片付け及び清掃を実施する。

10 発生材及び産業廃棄物の処置

- (1) 鉄くず等、官側へ引き渡す発生材は、発生材調書を提出し、監督官の指示により指定場所に集積する。
- (2) 産業廃棄物の処置については、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に搬出・処分を行うものとし、特記がある場合を除き、処分の証明書（マニフェストA及びB2・D・E票）の写しを監督官に提出するものとする。
- (3) (2)の書類提出は、契約期間内に完了させるものとする。

11 石綿含有建材について

石綿含有の恐れがあり官側が特記仕様書にて必要と定める場合は、特段の指示がない限り請負者の責任において分析を実施のうえ、東京都へ事前調査結果報告書を提出すること。

ただし、官側において分析実施済の場合はその結果の写しを使用し届出を行えるものとする。

12 検査官による検査

- (1) 工事もしくは役務が完了したならば、官側に申し出て、検査官による検査を受ける。
- (2) 検査の結果不合格の箇所があった場合は、請負者の負担において直ちに是正し、再度検査を受ける。

13 物品等の返納

第11項の検査合格後、速やかに貸与されていた物品等（設計図書含む。）を官側に返納する。

14 請負者の責務

- (1) 現場代理人は作業時常駐とする。
- (2) 作業場所への作業員その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、及び火災、盗難、その他事故防止については、請負者責任でこれを管理する。
- (3) 作業場所は、常に材料その他の整理整頓及び清掃を行う。
- (4) 作業場所及びその周辺にある既設構造物に、損傷を及ぼさないよう十分な防護を施す。万一損傷を与えた場合には、請負者の負担において修復するものとする。
- (5) 請負者は、感染症法上で5類以上に分類された感染症の症状が作業員にみられる場合は、厚生労働省が定める感染拡大防止に関するガイドラインに基づき、適正に管理する。

15 安全管理

- (1) 作業員は、安全管理に万全を期する。
- (2) 作業場所又はその付近で作業するときは、標示又は見張人を置く等、安全の確保に努める。

16 工程表及び作業計画

請負者は、請負契約成立後、監督官と事前協議のうえ、工程表を早期に官側に提出し、作業の手順及び作業計画について、承認を受けた後でなければ、作業を開始してはならない。

17 提出書類

請負者は、下記に示す書類・特記したもの及び監督官が別示する書類を提出する。

番号	提出書類名称	提出部数	提出時期等
1	工程表	2部	契約後速やかに
2	工事打合せ簿	必要の都度1部	契約後速やかに
3	現場代理人等通知書	2部	契約後速やかに
4	施工体制台帳	1部	下請契約を実施した場合のみ、作業開始までに
5	工事使用材料カタログ・承認図	1部	監督官の指示する範囲のみ、選定後速やかに
6	工事材料搬入報告書	2部	材料検査の都度
7	産業廃棄物管理票（写）	必要の都度1部	産業廃棄物が発生した場合のみ、竣工検査までに
8	産業廃棄物収集運搬業許可証／産業廃棄物処分業許可証（写）	必要の都度1部	産業廃棄物が発生した場合のみ、速やかに
9	工事（役務）写真	1部	完了検査までに
10	完成通知書（完了検査願を兼ねる。）	2部	完了後速やかに

18 写真撮影

請負者は、監督官の指示に従い、以下の作業等について撮影及び記録し、作業順に写真帳（A4版）に整理したものを提出する。なお、使用する撮影機器は、通信機能のないものとする。

(1) 作業の前・後及び主要な作業実施の状況

(2) 作業後に隠べいとなる箇所

(3) 搬入材料（搬入の都度、全数量・規格がわかるように撮影する）

＊（社）公共建築協会「工事写真の撮り方（改訂第2版）建築編」、「工事写真の撮り方（改訂第2版）建築設備編」を参考に整理する。

19 疑 義

設計図書に明示なき事項、又はその内容において疑義が生じた場合には、請負者は官側に申し出て協議を行うものとする。

20 連絡調整先

陸上自衛隊小平学校 総務部 管理課 営繕班
TEL 042-322-0661 内線281、282
調整時間においては、原則として12時00分～13時00分を除く、平日08時15分～17時00分までとする。

件 名	非常用発電設備保守点検	図面記号	4／11
図面名称	共通仕様書	縮 尺	—

付表（１／５）

点検項目		点検内容（１年点検）	
1	発電機室	① 小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。 ② 取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する。 ③ 保守用Iビーム、チェーンブロック等にさび及び取付けボルトの緩みの有無を点検し、作動部の動きが円滑であることを確認する。 ④ 廃油処理が行われていることを確認する。 ⑤ 照度を測定し、点検及び操作上必要な照度が確保されていることを確認する。 ⑥ 各設備、各機器、建築物等との保有距離が保たれていることを確認する。 ⑦ 点検上及び障害となる不要物が置かれていないことを確認する。	
2	本体基礎部等	① 共通台板の取付け状況及び基礎ボルトの変形、損傷等の有無を点検する。 ② 防振装置（防振ゴム、ばね及びストッパー）のひび割れ、変形、損傷及びたわみの異常の有無を点検する。 ③ 付属機器の取付け状態及び取付けボルトの点検を行う。 ④ 原動機と発電機との軸継手部の損傷、緩み等の有無を点検する。また、たわみ軸継手を使用されているものは、緩衝用ゴムの損傷等の有無を点検する。	
3	原動機 ディーゼル機関	下記の点検項目及び内容は製造者・製造者の指定するメンテナンス会社を実施するものとし、点検の際には製造者指定のテスター（VODIA測定器（ボルボ））を使用しなければならない。 ① 原動機の据付け状況を点検する。 ② 各部の汚損、変形等の有無を点検する。 ③ 機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れがないことを確認する。 ④ クランクケース、過給機、燃料ポンプ、調速機等各部の潤滑油量が適正であることを確認する。 ⑤ 潤滑油の汚れ及び変質の有無を点検する。 ⑥ 機関のターニングにより、次の点検を行う。 ・各シリンダーの吸・排気弁の開閉時期及びバルブクリアランスの良否（シリンダーコンプレッション試験） ・燃料噴射ポンプの吐出開始時期の良否（インジェクターカット試験） ⑦ 燃料噴射弁の噴射圧力及び噴射状態の良否を点検する。 ⑧ 燃料フィルター及び潤滑油フィルターの分解清掃を行い、フィルター本体及びエレメントに異常がないことを確認する。 ⑨ 過流式機関及び予燃焼室式機関は、予熱栓の発熱部の断線変形等の有無を点検する。 ⑩ 調速機（リンク系統及び電気系統）装置の作動状況を点検する。	
件 名	非 常 用 電 源 装 置 点 検 保 守	図面番号	5 / 1 1
図面名称	仕 様 書	縮 尺	

付表（２／５）

点検項目		点検内容（１年点検）	
4	発電機	① 発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無を点検する。 ② 発電機の巻線部及び導電部周辺に付着したほこり、油脂等による汚損の有無を点検し、乾燥状態にあることを確認する。 ③ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する ④ 接地線の断線、亀裂及び接続部の緩みの有無を点検する。 ⑤ ブラシ付発電機は、ブラシを引出して、表面、側面の摩耗状態及びブラシ抑え圧力が適正值であることを点検する。 また、ブラシ保持器スリップリング等の清掃を行う。なおブラシレス発電機の場合は、回転整流器、サージアブソーバ等の取付け状態を点検する。 ⑥ 軸受等の潤滑状況の良否、変質及び汚損の有無を点検する。 ⑦ 潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況をオイル試験紙等用いて点検する。	
5	発電機制御盤類 盤本体・内部配線等	① 盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、さび、変形、腐食等の有無を点検する。 ② 主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷過熱、ほこりの付着、断線等の有無を点検する。 ③ 主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷及び過熱による変色の有無を点検する。 ④ 碍子類、その他支持物の腐食、損傷、変形等の有無を点検する。 ⑤ 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷の有無を点検する。 ⑥ スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。	
6	補機付属装置類 燃料移送ポンプ	① ポンプ運転用レベルスイッチが正常に作動することを確認する。 ② ポンプの基礎ボルト及び取付けボルトを点検する。 ③ 本体及び軸受部分に異常音、異常振動、異常な温度上昇等の有無を点検する。 ④ 電動機との直結部分又はプーリー間芯出し及びベルトの張り具合が正常であることを確認する。 ⑤ 軸封部分からの漏油の有無を点検する。	
7	ラジエータ	① 本体、ファン及びファンベルト等の変形、損傷、緩み、腐食、漏水等の有無を点検する。（ラジエータ圧力テスト） ② ラジエータコア外面の汚損の有無を点検する。 ③ 屋外のフード、金網、がらり等のさび、損傷、緩み等の有無を点検する。	
件 名	非 常 用 電 源 装 置 点 検 保 守	図面番号	6 / 1 1
図面名称	仕 様 書	縮 尺	

付表（3／5）

点検項目		点検内容（１年点検）	
8	換気装置	④ ラジエータ内部の冷却水の汚れの有無を点検する（濃度点検）。 ① 給排気ファン等の据付け状態、回転部及びベルトに緩み、損傷、亀裂、異常音、異常振動等の有無を点検する。 ② 軸受部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の有無を点検する。	
9	排気装置		
(1)	消音器	① 支持金具、緩衝装置等に損傷の有無を点検する。 ② ドレンバルブ又はドレンコックを点検し、水分等を除去する。	
(2)	排気管	① 排気管と原動機、可燃物、その他の離隔距離を確認する。 ② 排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷並びに亀裂の有無を点検する。 ③ 排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に変形損傷、脱落及び亀裂の有無を点検する。また、排気伸縮管を配管途中に取付けている場合は貫通部の排気管固定の取付け状態を確認する。 ④ 室外露出部のさび等の有無及び先端部保護網の取付け状態の良否を点検する。	
10	接地抵抗	① 接地線の断線、腐食等の有無を点検する。 ② 接地線接続部の取付け状態（ボルト、ナットの緩み、損傷等）を点検する。 ③ 各種接地極の接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	
11	絶縁抵抗	次の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・発電機関係 ・機器及び機側配線 ・電動機類	
12	耐震措置	① ストッパー等の偏荷重、溶接部のはがれ等の有無を点検する。 ② 基礎ボルト等の変形、損傷及びナットの緩みの有無を点検し、耐震措置が適正であることを確認する。	
13	運転機能 (1) 試運転	① 始動タイムスケジュール及びシーケンスを確認し、自家発電装置が自動運転待機状態であることの確認 ② 始動前に自家発電装置の周囲温度、原動機の冷却水及び潤滑油温度を測定	

件 名	非 常 用 電 源 装 置 点 検 保 守	図面番号	7／11
図面名称	仕 様 書	縮 尺	

付表（４／５）

付表（4／5）

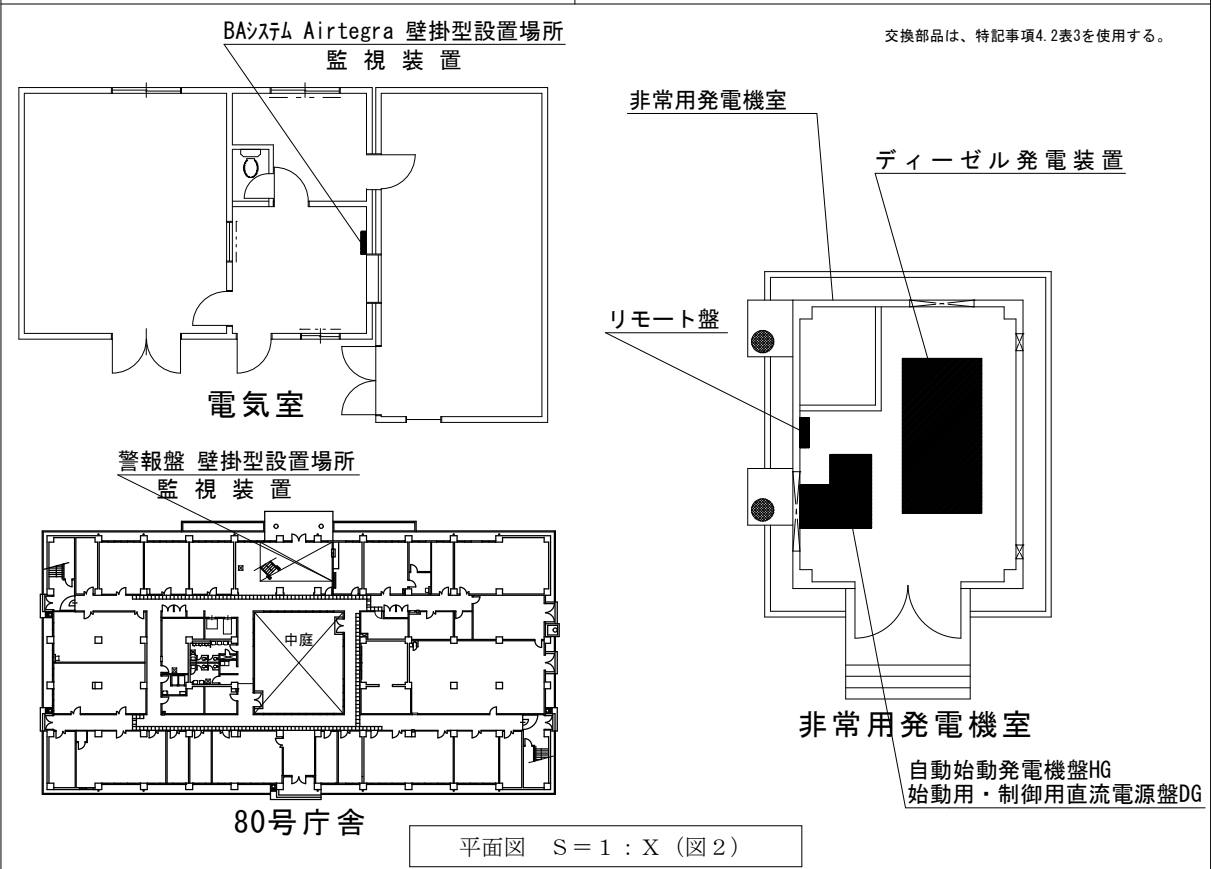
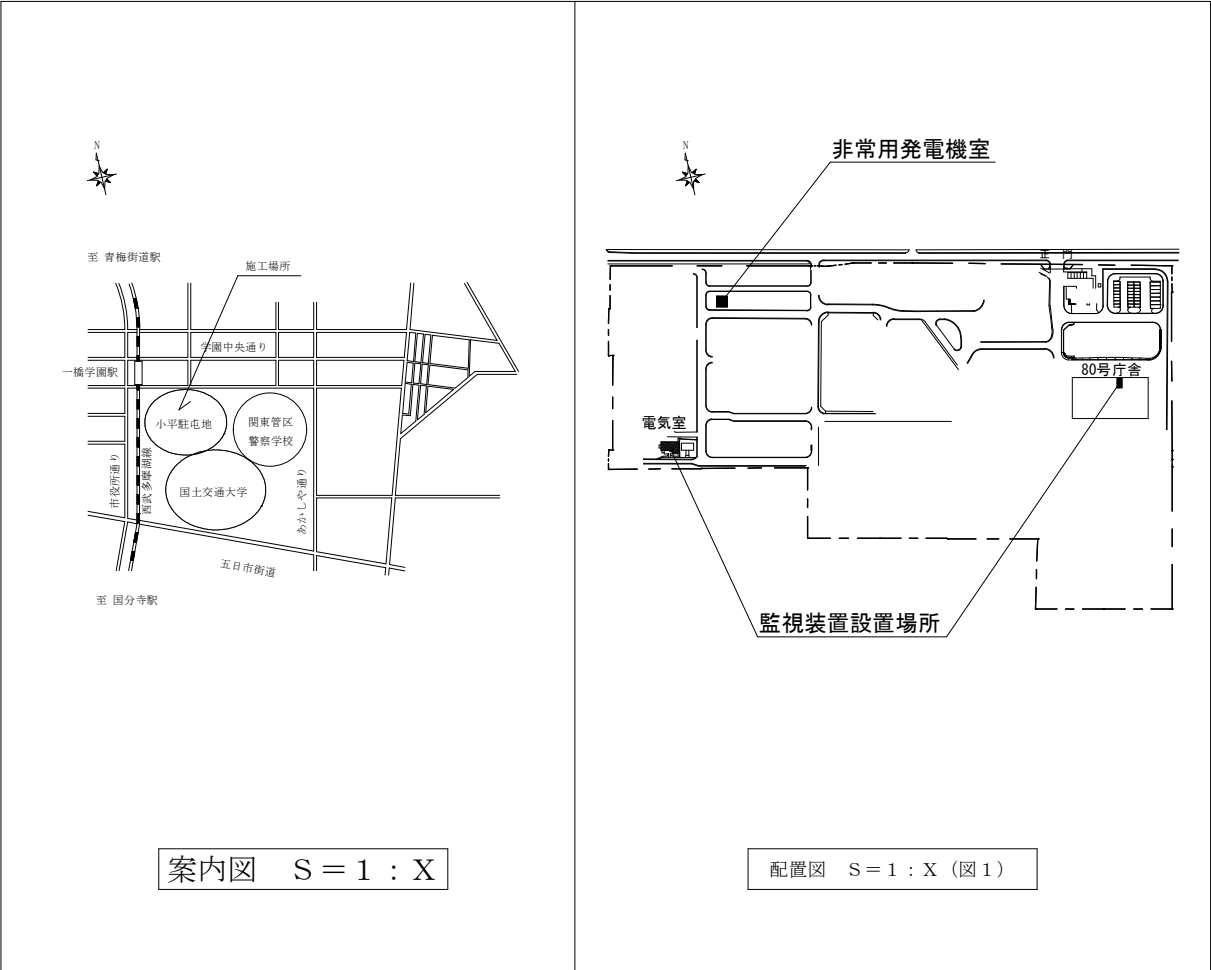
点検項目	点検内容（1年点検）
	③ 運転中、次の計器類の指示値が規定値内にあることを確認 ・ 電圧・周波数・回転速度・各部温度・各部圧力 ④ 運転中に異常音、異臭、異常振動、異常な発熱、配管等からの漏れの有無を点検 ⑤ 実負荷又は水抵抗負荷等により負荷運転を実施し、エンジンの状態及び負荷設備が正常に動作することを確認 ⑥ 保護装置の検出部を短絡又は動作させ、遮断器の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正常であることの確認 ⑦ 自動停止盤の停止スイッチ（復電と同じ状態）による停止試験を行う。 ⑧ 試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることの確認
(2) 調速機	瞬時負荷投入性能は、発電機用遮断器にて負荷を投入して電圧、周波数及び回転速度を測定し、安全性能の確認
(3) 保護装置 (配電盤、監視盤、 制御盤その他)	① 保護装置の検出部の動作を実動作又は模擬動作で試験し、動作値が設定値どおりであることの確認 ② 過電流継電器等保護継電器はシーケンス試験を行うこと ③ 監視装置があるものは、発電機本体との連動を確認 ④ 蓄電池があるものは、電圧と耐用年数を確認して不備があるものは交換する。 ⑤ 保護装置、配電盤、監視装置、制御盤の点検は、メーカー推奨の機器（パソコンソフト）を使用して点検をする。 ⑥ 集中監視盤Airtegra（電気室）及び警報盤（80号当直室）は、連動試験を行う。
(4) 実負荷運転	発電機の定格出力の30%以上の負荷において、次の測定を行い、その適否を確認する。 ・ 発電機の出力、電圧、各相電流、周波数、電力量及び電機子軸受の温度 ・ ディーゼル機関の潤滑油、冷却水、排気ガス並びに給気の圧力又は温度 ・ 原動機の回転速度 ・ 燃料消費量

件 名	非 常 用 電 源 装 置 点 検 保 守	図面番号	8／11
図面名称	仕 様 書	縮 尺	

付表（５／５）

点検項目	点検内容（１年点検）
1 4 外観等の状況	① 全セルについて電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形損傷、き裂及び漏液の有無を点検する。なお、触媒栓式シール形蓄電池は、触媒栓の交換時期を確認する。また、据置鉛蓄電池（制御弁式）は、蓄電池の交換時期を確認する。 ② 封口部のはがれ、亀裂等の有無を点検する。 ③ 全セルについて、電解液量を確認する。また、減液警報用電極の断線、腐食、変形等の有無を点検する。 ④ 架台及び外箱の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。 ⑤ 蓄電池の転倒防止枠、緩衝剤、アンカーボルト等の変形及び損傷の有無を点検する。 ⑥ 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部の発熱、焼損及び腐食の有無を点検する。
1 5 機能点検	① 浮動充電中の全セルの電圧及び蓄電池総電圧を測定し、その良否を確認する。 ② 浮動充電中の電解液比重及び温度測定を次により行い、その良否を確認する。 ・据置鉛蓄電池は全セル（据置鉛蓄電池（制御弁式）及び小形制御弁式鉛蓄電池は電解液比重測定を除く。）について行う。 ・アルカリ蓄電池はパイロットセルのみについて行う。 ③ 上記項目のセル電圧、電解液比重の点検結果が不良と判定された場合、均等充電が実施されていることを確認し、実施されていない場合は点検終了後に均等充電を行う。
1 6 高圧回転機の固定子巻線を対象に行う絶縁診断試験	① 直流吸収試験 DC 1 kV一定により10分間実施 ② 交流電流試験 AC0～定格/ $\sqrt{3}$ *1.25まで昇圧後0Vまで降圧5～10分間実施 ③ 誘電正接試験（tan δ 試験） AC0～定格/ $\sqrt{3}$ *1.25まで昇圧後0Vまで降圧5～10分間実施 ④ 部分放電試験（コロナ試験）校正実施10～15分実施 AC定格/ $\sqrt{3}$ 、AC定格/ $\sqrt{3}$ *1.25で計測10～15分実施
1 7 提出書類	作業終了後、点検結果報告書と消防設備点検結果報告書（不具合一覧表を含む）を２部作成し、提出する。

件 名	非 常 用 電 源 装 置 点 検 保 守	図面番号	9 / 1 1
図面名称	仕 様 書	縮 尺	



件 名	非 常 用 電 源 装 置 点 検 保 守	図面番号	1 0 / 1 1
図面名称	案 内 図 ・ 配 置 図 ・ 平 面 図	縮 尺	図 示

